



コト 古都 かわらばん

～ Vol.3 ～

Web サイト: <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/>

めにゅう

- ☺ 12月11日 コトパンジャン・ダム裁判 第5回口頭弁論
傍聴とアピール行動へご参加ください!
- ☺ JBIC(国際協力銀行)と外務省のヒミツ主義にNO!
コトパンジャン・ダム ODA 借款契約書などの開示を求める
情報公開キャンペーンにご協力を!
- ☺ コトパンジャン・ダム裁判 第4回口頭弁論(11/13)のご報告
JBIC と外務省が ODA 借款契約書などの公開を拒否し、審理を妨害
- ☺ 11月17日「裁判原告とお話する会 in きょうと」のご報告

☺ 12月11日 コトパンジャン・ダム裁判 第5回口頭弁論 傍聴とアピール行動へご参加ください!

原告側が被告4者の行った行為の違法性をさらに具体的に論証。

前回の法廷での裁判長の求めに応じて、コトパンジャン・ダム建設をめぐる被告4者が行った行為の違法性をより具体的に論証する新しい書面を提出します。

「借款契約」など文書提出を要求。

前回の法廷で原告側および裁判長が提出を求めた、コトパンジャン・ダム建設のための「円借款供与契約書」やダムの詳細設計書(D/D)の提出を再度強く要求します。被告は現在、この提出を拒否しており、提出命令を求めることも視野に入れています。

今回の法廷に合わせてインドネシアから原告・支援者が来日されます。以下の3名の方々です。

- ・アブドル アジムさん コトトウオ村原告
- ・ロニ イスカンダルさん タラタック協会(現地 NGO)
- ・イフダル カシムさん 弁護士

12月11日 夕方、コトパン支援全国ネット相談会を行います。

【とき】12月11日(木)17:00

【ところ】稲草園

東京都新宿区四谷 1-7

(TEL)03-3352-5518

【内容】各支援地域グループからの報告/被告に情報公開をいかに迫っていくか/今後の支援運動のあり方について、などなど。

☺ JBIC(国際協力銀行)と外務省のヒミツ主義にNO! コトパンジャン・ダム ODA 借款契約書などの開示を求める 情報公開キャンペーンにご協力を!

現在、JBIC(国際協力銀行)と日本政府など被告は、コトパンジャン・ダム建設のための借款契約書や詳細設計書(D/D)など重要な文書を一切公開しないという態度を取っています。これこそ多くの人々が指摘し、改善を求めてきた閉鎖的な「援助ビジネス」の弊害の現れです。

ODA は私たちの税金や郵便貯金から拠出されているにもかかわらず、その用途について国会での議論や市民によるチェックのシステムがなく、従来から極端な秘密主義のもとに進められてきました。私たちは、この裁判を通じて、こうした ODA のあり方を変えていきたいと思えます。

私たちコトパン・サポーターズ京都は、JBIC とその後ろ盾である政府・外務省に対して、コトパンジャン・ダム ODA 借款契約書の即時公開を求めるキャンペーンを呼びかけています。メール、FAX、電話など、様々な手段を通じて皆さんの声を JBIC と外務省に届けてください。ODA の秘密主義を正し、公正な裁判を求めるこの運動に、ご協力をよろしく願います。

【コトパンジャン・ダム ODA 関連重要文書の公開 要望先】

「円借款供与契約書」はこちらへ

・JBIC(国際協力銀行) - - 円借款を実施し、契約書を保持しています。

〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1 / TEL : 03-5218-3101 FAX : 03-5218-3955

HP メール送信ページ : <https://www.jbic.go.jp/japanese/opinion/index.php>

・外務省 - - 「外交問題」を理由に「借款契約書」を公開しないJBICにお墨付きを与えています。

〒105-8519 東京都港区芝公園 2-11-1 外務省 / 外務大臣 川口順子

経済協力局有償資金協力課 TEL : 03-3580-3311 / ODA 担当メール : oda@mofa.go.jp

HP メール送信ページ : <http://www3.mofa.go.jp/mofaj/mail/qa.html>

「詳細設計書」(D/D)はこちらへ

・東電設計株式会社 - - ダムの詳細設計を行いました。

本社 〒110-0015 東京都台東区東上野 3-3-3 / TEL : 03-4464-5111 FAX : 03-4464-5113

E-Mail : voice@tepsco.co.jp

☺ コトパンジャン・ダム裁判 第4回口頭弁論(11/13)のご報告

JBIC と外務省が ODA 借款契約書などの公開を拒否し、審理を妨害。

原告側は被告が公開を拒んでいる重要文書の公開を強く求めました。ダム建設資金の供与にあたって JBIC とインドネシア政府との間で交わされた「円借款供与契約書」やダムの「詳細設計書」などです。裁判所もこの要求を正当と認め、被告側に提出を促しました。ところが JBIC は「外交問題」を理由に借款契約書の公開を拒否し、外務省もそれを後押ししており、他の資料についてもかたくなに公開を拒んでいます。

どうして借金の証文(借款契約書)が外交問題になるのでしょうか。そんなバカな話はありません。本当の理由は、これを公開すれば「コトパンジャン・ダムはインドネシアの国内問題で自分たちに責任はない」とする被告らの主張が崩れることにあるのです。

借款契約書には、資金供与にあたって日本側で確認すべきとされていた「融資 3 条件」(住民による移転への同意、補償条件への同意、スマトラ象など環境保護への配慮)が含まれます。にもかかわらず、コトパンジャン・ダム建設は住民や自然環境への配慮がまったくなされないまま資金が拠出され、強行されたのです。契約書を公開すれば、日本の援助機関の責任が具体的に明らかになります。この融資 3 条件は国会などで概要が明らかにされているものの、正式な文面はいまだに闇の中です。

WALHI に対する「訴訟救助」を裁判所が認めました。

原告 WALHI に関する請求拡張の申し立てを行いました。

これまでの原状回復措置(水門の開放、水路の建設など)勧告に加えて、「本件ダム建設に伴う自然生態系の破壊を阻止し、また破壊された自然生態系を回復するための実費」(約 495 万円)の支払いを追加請求しました。

意見陳述を認めず、拙速審理を進める裁判所。

今回の法廷は 30 分の予定が 20 分弱で終了。最後に原告側代理人は来日したサムシナルさんなど原告の意見陳述を再度要求しましたが、なんと裁判長は拒否。続けて原告側は大法廷の使用についても再度強く要求しましたが、聞く耳持たずという感じでムカッ。

☺ 11 月 17 日「裁判原告とお話する会 in きょうと」のご報告

寒い中を原告のお話を聴きに 40 名近くの皆さまにお越しいただきました。手前味噌(?)で恐縮ですが、心に迫るお話だったと思います。

今回は、通常の報告会、講演会などと違い、話し手・聞き手の垣根を取り払い、座談会形式でやりました。一方通行のやりとりにならないよう、主催者からのメッセージをインドネシア語で原告の皆さんに伝えるといった新しい試みも取り入れました。なんだかんだと最後までドタバタしてしまい、お見苦しい点多々あったでしょうが本当にありがとうございました。



【今後の予定】

12 月 11 日(木) コトパンジャン・ダム裁判 第 5 回口頭弁論 @東京地裁 9:00 ~

支援全国ネット相談会 「稲草園」(東京都新宿区四谷 1-7) 17:00 ~

原告を迎えて交流会 「稲草園」(東京都新宿区四谷 1-7) 18:30 ~

(注)各地の報告会の予定は HP (<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/>) をご覧ください。

連絡先 : supporters_osewa-owner@egroups.co.jp (コト 古都 お世話人)